

国保料のしおり

令和6年度版
高知市保険医療課

●所得の申告をお忘れなく●

国保料は前年の所得をもとに計算されます。

①②に当てはまらない方は、必ず国保で申告してください。（収入がない方、遺族・障害年金を受給している方等）

①確定申告や住民税申告をする場合

②前年に給与所得や年金所得（遺族・障害年金を除く）があり、支払者が市町村に報告をする場合

※申告は世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）と加入者（前年中に高校生以下であった方を除く）について必要です。

国保料の計算

高知市の国保料は、次の計算により世帯単位で決まり、納付義務者である世帯主に通知します。（国保に加入していない世帯主も同様です。）年度途中に加入・脱退した場合は月単位での計算になります。

（すべて1年間分）	所得割（加入者ごとに計算）	均等割（1人につき）	平等割（1世帯につき）	限度額
基礎分	所得割賦課基準額×0.0878 ※	24,000円	25,200円	650,000円
支援分	所得割賦課基準額×0.0334	7,200円	7,800円	240,000円
介護分（40～64歳）	所得割賦課基準額×0.0276	8,400円	6,600円	170,000円

世帯の国保料

支援分：後期高齢者医療制度を支援する国保料

介護分：40歳から64歳までの方で介護保険制度を支える国保料

- ◆年度の途中で40歳になる場合：40歳になる月（1日が誕生日の人はその前月）の分から介護分を納めます。介護分を計算した増額の変更通知書をお送りします。
- ◆年度の途中で65歳になる場合：65歳になる前月（1日が誕生日の人はその前々月）までの介護分を年度末までの納期に分けて納めます。そのため、65歳になった月以降も1回あたりの納付額に変更はありません。

- ※所得割賦課基準額とは、令和5年1月～12月の所得の合計額（総所得金額等）から基礎控除額を差し引いたものです。
- 所得とは、収入金額から給与所得控除や必要経費等を差し引いたものです。
- 総所得金額等に含まれる主な所得は、給与所得・雑所得（公的年金等）・事業所得（営業・農業等）・不動産所得・配当所得・一時所得・総合譲渡所得・株式譲渡所得・分離譲渡所得（特別控除後）などがあります。
 - ・遺族・障害年金、雇用保険等の非課税所得は含まれません。
 - ・配偶者控除や扶養控除などの所得控除は適用されません。
 - ・純損失の繰越控除は適用されますが、雑損失の繰越控除は適用されません。

基礎控除額表

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

合計所得金額とは、純損失及び雑損失の繰越控除前の総所得金額等です。分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額は特別控除適用前となります。

給与所得の算出表

給与の収入金額	給与所得金額
～550,999円	0円
551,000円～ 1,618,999円	給与収入－550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～ 1,799,999円	A×2.4＋100,000円
1,800,000円～ 3,599,999円	A×2.8－80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円	A×3.2－440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	給与収入×0.9－1,100,000円
8,500,000円～	給与収入－1,950,000円

公的年金等雑所得の算出表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計(A)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円未満	(A)－600,000円	(A)－500,000円	(A)－400,000円
	130万円以上 410万円未満	(A)×0.75－275,000円	(A)×0.75－175,000円	(A)×0.75－75,000円
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85－685,000円	(A)×0.85－585,000円	(A)×0.85－485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.95－1,455,000円	(A)×0.95－1,355,000円	(A)×0.95－1,255,000円
※1	1,000万円以上	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円
	330万円未満	(A)－1,100,000円	(A)－1,000,000円	(A)－900,000円
	330万円以上 410万円未満	(A)×0.75－275,000円	(A)×0.75－175,000円	(A)×0.75－75,000円
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85－685,000円	(A)×0.85－585,000円	(A)×0.85－485,000円
※2	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.95－1,455,000円	(A)×0.95－1,355,000円	(A)×0.95－1,255,000円
	1,000万円以上	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円

※1・・・昭和34年1月2日以降生まれ

※2・・・昭和34年1月1日以前生まれ

国保料の納付が遅れると

●滞納世帯は、以下の不利益を受けることがあります。

- ①有効期限の短い「被保険者証」が交付されることがあります。（令和6年12月1日交付分まで）
- ②限度額適用認定が受けられないことがあります。
- ③医療機関を受診した際に、一旦その治療費の全額（10割）を負担しなければならないことがあります。
- ④預貯金や給与などの財産について滞納処分（差押）を受けることがあります。

●納付相談をしてください。

災害や病気、その他経済状況の変化等やむを得ない事情により、納期どおりのお支払いが困難な場合は、分割納付等のお支払方法もありますので、放置せず必ずご相談ください。（保険医療課収納担当 本庁舎1階108番窓口 TEL 823-9438）

Q & A

Q1：昨年は収入がなかったのに、国保料が上がったのはなぜでしょうか。

A1：収入の申告がされていないため、減額の判定ができていない可能性があります。

国保料は前年中の所得により計算していますが、税務署や市役所市民税課に収入の申告をされていない方で、地方税法等において「収入の申告を要しないとされている方」等（例：遺族・障害年金の受給者等）につきましては、収入情報がないため国保料の減額判定ができません。そのような場合には保険医療課への申告が必要になります。

Q2：会社を退職した後、保険に加入していませんでした。ずっと病院にもかかっていないので、届出をする今日から加入したいのですか。

A2：日本では、生まれてから亡くなるまでの間、みなさまが必ず何らかの保険に加入しなければなりません（国民皆保険）。そのため、他の保険がなくなった日から国保の資格を有することになっています。したがって、手続きが遅れても、他の保険がなくなった日が国保の加入日となり、その月からの国保料がかかることとなります。

Q3：年度途中で国保を脱退したら保険料はどうなりますか。

A3：年度途中で国保の脱退手続きをした場合、国保の資格がなくなった前月分までの国保料を再計算します。再計算の結果、減額になり納めすぎとなる国保料が発生した場合は、後日お返しします。

Q4：年度途中で75歳になり、後期高齢者医療係からも通知書が来ました。二重払いではないでしょうか。

A4：年度途中で75歳を迎える方の国保料は、あらかじめ75歳到達の前月までの分で計算して決定しています。そのため、後期高齢者医療制度に移行された方以外に国保加入者がおられる場合等は、支払い月が国保と後期高齢者医療制度とで重なることがあります。両方で保険料が重複することはありません。

Q5：自分は国保に加入していないのに請求が自分に来たのですが。

A5：次の理由が考えられます。

①家族に国民健康保険の加入者がいる場合

世帯主が国保に加入していない場合（擬制世帯）でも、世帯主に保険料の納付義務が生じます。そのため、国保料の通知書は世帯主にお送りしています。

②脱退の届出をしていない場合

就職して会社等の新しい社会保険等（扶養家族として加入した場合も含む）ができていない方が、国民健康保険の脱退の手続きをしていない場合は、脱退の手続きが必要です。

●お問い合わせ●

国保加入や脱退、保険料の計算 TEL (088) 823-9360（資格賦課担当 本庁舎1階106番窓口）

国保料と後期高齢者医療保険料の納付相談 国保料の払い戻し TEL (088) 823-9438（収納担当 本庁舎1階108番窓口）

高額療養費、交通事故等での国保使用 TEL (088) 823-9359（給付担当 本庁舎1階107番窓口）

後期高齢者医療の届出、申請、払い戻し等 TEL (088) 823-9380（後期高齢者医療担当 本庁舎1階105番窓口）